

「北海道森林づくり条例」の改正に向けた 地域意見交換会を実施します

北海道では、森林や林業をめぐる情勢の変化に的確に対応するため、「北海道森林づくり条例」の改正を予定しています。

道民の皆さんの意見をお聞きし、より良い条例にしていくために「地域意見交換会」を実施しますので、積極的にご参加ください。

事前申し込みは不要です。

地域意見交換会の場所及び日時

- **札幌市** 11月5日(木) 14時～15時
(場所:北農健保会館 2階エルム)
- **北斗市** 11月11日(水) 14時～15時
(場所:北斗市総合文化センター(かなでーる) 大会議室)
- **網走市** 11月12日(木) 13時半～14時半
(場所:オホーツク総合振興局 講堂)
- **釧路市** 11月12日(木) 14時～15時
(場所:釧路市中部地区コミュニティセンター(コアかがやき) 学習室AB)
- **帯広市** 11月13日(金) 14時～15時
(場所:十勝総合振興局 講堂)
- **旭川市** 11月16日(月) 14時～15時
(場所:旭川市永山公民館 講堂)

「北海道森林づくり条例」とは

北海道における森林づくりに関し、基本理念や道及び森林所有者の責務、道民及び事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、平成14年に制定されました。

ご意見は道民意見提出手続(パブリックコメント)でも募集します

(平成27年11月5日(木)～平成27年12月4日(金))

- ✓ 資料は各振興局の林務課、森林室で配布します
- ✓ 北海道のホームページにも掲載します
(「パブリックコメント 北海道」で検索)